認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業

利用者の方へ

幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設等の認定申請について

令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用し、一定の基準を満たしている方につきましては、保育料（利用料）の無償化が始まりました。（原則、利用料を施設等へ支払後に、市役所にて「償還払い」の手続きが後日必要となります。利用施設によっては、法定代理受領を行う場合もあります。）

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定を希望される方は、認定申請書に必要書類を添付していただき、認可外保育施設等を利用される前に、美濃加茂市役所　こども課まで申請していただきますようお願いいたします。（原則として、前月２０日までに申請してください。）

「保育の必要性の認定」を受けてもすべての方の利用料が無償化となるわけではありませんので、ご注意ください。

・保育園、幼稚園、認定こども園等へ入園している方の利用は、無償化の対象にはなりません。
・無償化の対象となるのは「利用料」のみです。給食費や通園送迎費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。
・ファミリー・サポート・センターの利用のうち、無償化の対象となるのは「預かり」のみです。「送迎」の場合は無償化の対象にはなりません。

無償化の対象となるのは、
「３歳から５歳まで（年度当初の年齢）の全ての子どもたち」と、
「０歳から２歳まで（年度当初の年齢）の市町村民税非課税世帯の子どもたち」
です。

その他の理由により無償化の対象とならない場合もあります。

問い合わせ先
美濃加茂市健康福祉部こども課総務係
℡0574-25-2111 内線 314・327